

「物価高騰対策生活応援商品券（第2弾）」の給付

物価高騰の影響を受けている市民の皆さまへの支援を目的として、つがる市発行商品券を給付します。

▼商品券の給付額

対象者1人につき3千円 ※申請手続きは不要です。

▼発送予定時期

7月から8月にかけてのお届けを予定しています。

▼給付対象者

令和6年4月1日時点でつがる市住民基本台帳に住民登録されている方

▼配布方法

給付対象となる方の世帯主あてにゆうパック（対面配達）で郵送

※1人につき1通ずつ送付します。商品券は金券のため、指定場所配達（置き配）はできません。

▼使用期限

令和6年11月30日(土)まで（使用期限が過ぎた商品券は使えません）

▼注意事項

- 郵便物を受け取れなかった場合、「不在連絡票」が投函されます。ただし、初回配達時に不在であっても「不在連絡票」が投函されない場合もあります。この場合、複数回配達に伺った後、「不在連絡票」が投函されます。いずれの場合も速やかに再配達の手続きをお願いします。
- 手続きが遅れた場合や長期不在等により受け取りできなかった場合は、一定期間郵便局で保管された後、つがる市役所商工労政課に商品券が返送されます。この場合、つがる市役所商工労政課窓口で世帯主の方に受け取りの手続きを行っていただくことになります。世帯主本人が来庁できない場合は、世帯主が委任状を記入し、代理人が窓口に必要な書類を持参することで代理人による受け取りも可能です。

【持参していただくもの】

世帯主の本人確認書類（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）・印鑑・委任状（代理受け取りの場合のみ）・窓口に来た方の本人確認書類（代理受け取りの場合のみ）

- 市へ返送された後も手続きが行われない場合は給付を辞退したとみなす場合があります。
- 本給付を希望しない場合は、対面での受け取りの際に配達員へその旨をお申し出ください。
- 商品券を紛失した場合は再発行できません。

※委任状の様式等その他詳細については、市ホームページをご確認ください。

つがる市物価高騰対策生活応援商品券（第2弾）

検索



【問い合わせ先】 商工労政課 電話42-2111（内線419）

親子収穫体験＆料理教室を開催します！

今年の夏は、親子でメロンの収穫や簡単な調理を通して、食育について考えてみませんか？小さなお子さまも参加できます。奮って申し込みください！

▼日時：7/30(火) 8時半～13時

▼集合場所：松の館 会議室B

▼対象：市内在住の子ども（3歳～小学6年生程度）とその保護者

▼持ち物：エプロン、三角巾、手拭き布巾、汗拭きタオル、長靴（畑でメロンを収穫しますので必要な方はご持参ください）

▼参加料：親子1組千円（メロン収穫料、料理教室材料代として）

▼定員：12組

▼申込期間：7/3(水)～17(水)

▼申し込み：電話で農林水産課へ申し込みください。

申込者多数の場合は、抽選とします。

※当日は汚れてもよい服装で参加をお願いします。

※当日、事業の記録のため写真の撮影がありますので、ご了承ください。

また、今年度は料理教室で調理したものを試食します。

【申し込み・問い合わせ先】

農林水産課

電話42-2111（内線422）



創業支援事業補助金

市では、産業振興、地域経済の活性化及び雇用の創出を図るため、市内で新たに創業する方（個人事業主・法人）に対して必要な経費の一部を補助します。令和6年度の補助内容は以下のとおりです。補助金の申請方法や申請書類など、詳細は市ホームページ（右のQRコード）をご覧ください。



対象者

次のいずれかに該当し、つがる市商工会の会員となり、3年間継続して営業することが可能な方

新規創業者：令和5年4月1日から令和7年2月28日までに市内で創業し、特定創業支援等事業（※1）を受講して本市の証明を受けた方

移住創業者：創業日から過去2年以内に他の市町村からつがる市に移住した方、または実績報告までに移住する見込みのある方で、令和5年4月1日から令和7年2月28日までに市内で創業し、かつ、認定連携創業支援等事業者（※2）と関わりを持つ方

事業承継者：市内で事業承継を行う譲受側で、令和5年4月1日以降に事業承継手続きを開始し、令和7年2月28日までに手続きを終了することが確実で、かつ、現業の規模拡大、生産性向上、販路拡大、事業転換等の新たな取組を行う方（事業承継元から事業をそのまま引き継ぐ形での事業承継の場合は対象となりません）

（※1）五所川原圏域創業支援等事業計画に定める事業で「経営・財務・人材育成・販路開拓」の4項目全てを1回以上、かつ1カ月以上の期間をかけて受講すること

（※2）つがる市商工会、公益財団法人21あおもり産業総合支援センター、日本政策金融公庫、青森県よろず支援拠点、市内金融機関、青森県信用保証協会等

補助対象経費

令和5年4月1日から令和7年2月28日までに発生、支払が完了する創業に必要な下記のもの（最長1年分）

▼賃借料：事業所、事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等に係る賃借料（リース料含む）

▼広告宣伝費：宣伝広告に要する経費

▼印刷製本費：チラシ、パンフレット、カタログ等の作成に要する経費

▼委託料：デザイン、ウェブページ作成等外部に委託する経費

▼備品購入費：事業運営に必要な設備、機械器具、什器備品等の購入経費

▼改修工事費：事業運営に必要な店舗・施設の改装、改修工事に要する経費

※光熱水費、消耗品費、消費税、振込手数料、汎用品等は対象となりません。

※県、国など他の団体から補助を受ける経費は対象となりません。



補助金額

補助対象経費の1/2以内、上限100万円（移住創業者は3/4以内、上限150万円）

※補助金の交付は1回限りとし、3年以内に廃業等した場合は、補助金の一部を返還していただくことがあります。

申請期限

令和7年1月15日（水）まで（申請期限の前でも、予算の上限に達した場合は受け付けを終了します）

【問い合わせ・申請先】 商工労政課 電話42-2111（内線418）

ごしよがわら圏域創業相談ルーム

本市をはじめ五所川原圏域2市4町は、地域における創業を促進するため、産業競争力強化法に基づく「五所川原圏域創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受け、連携して創業支援に取り組んでいます。取り組みの一つとして、起業・創業支援の専門家「インキュベーション・マネジャー」による無料の相談会を開催していますので、ぜひご利用ください。企業者の新たな事業展開についての相談も受け付けます。

▼日時：毎週火曜日10時～16時（年末年始、祝日および原則第5火曜日を除く）

▼場所：五所川原市民学習情報センター2階 五所川原市字一ツ谷503-5

【問い合わせ先】 商工労政課 電話42-2111（内線418）

あなたの創業を
応援します！



※申し込み方法など、詳細は市ホームページ（左のQRコード）をご覧ください。

